

## 議案第82号

### つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例の一部を改正する条例 について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年9月2日

つくば市長 市 原 健 一

### つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「住民基本台帳法」の次に「，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を加える。

第1条中「及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）」を「，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号），行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

第4条中「係る手数料」の次に「及びつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付に係る手数料」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間，次に掲げる通知カードの再交付に係る手数料については，第2条

の規定にかかわらず，徴収しない。

(1) 通知カードの交付を受けている者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法省令」という。）第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第2号に該当して求められた再交付に限る。）

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第5条第3項第1号に該当して同項の規定により通知カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第4号に該当して求められた再交付に限る。）

別表に次のように加える。

13	番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付	1枚につき500円
----	-----------------------------------	-----------

第2条 つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第27号」の次に「。以下「番号法」という。」を加える。

第4条中「及び」の次に「つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第 号）による廃止前の」を加え，同条第5号を削る。

附則第3項第1号中「通知カードの」を「通知カード又は個人番号カードの」に改め，「同項第2号」の次に「又は第8号」を加え，同項に次の2号を加える。

(3) 番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第5号に該当して求められた再交付

に限る。)

- (4) 番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付(同項第6号に該当して求められた再交付に限る。)

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、個人番号カードの最初の交付及び次に掲げる交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。

- (1) 番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (2) 番号法施行令第15条第1項第2号に該当して同条第2項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (3) 番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (4) 番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことによる同条第1項の求めがあった場合に限る。)

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

13	番号法第17条第1項若しくは番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付又は番号法省令第28条第1項の規定に基づき求められた個人番号カードの再交付	1枚につき800円
----	--	-----------

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

## つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）新旧対照表

## （第1条関係）

改正後	改正前
<p>つくば市戸籍法，住民基本台帳法，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，戸籍法（昭和22年法律第224号），住民基本台帳法（昭和42年法律第81号），行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に係る事務について徴収する手数料に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料及びつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付に係る手数料を除く。）を免除することができる。</p> <p>（1） - （5） （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 当分の間，次に掲げる通知カードの再交付に係る手数料については，第2条の規定にかかわらず，徴収しない。</p>	<p>つくば市戸籍法，住民基本台帳法 等関係手数料条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 等に係る事務について徴収する手数料に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料 を除く。）を免除することができる。</p> <p>（1） - （5） （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p>

(1) 通知カードの交付を受けている者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法省令」という。）第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第2号に該当して求められた再交付に限る。）

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第5条第3項第1号に該当して同項の規定により通知カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第4号に該当して求められた再交付に限る。）

別表（第2条関係）

項	事務	金額
(略)		
12	(略)	(略)
13	番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付	1枚につき500円

別表（第2条関係）

項	事務	金額
(略)		
12	(略)	(略)

## つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）新旧対照表

## （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，戸籍法（昭和22年法律第224号），住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等に係る事務について徴収する手数料に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料及びつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第<u>   </u>号）による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付に係る手数料を除く。）を免除することができる。</p> <p>(1) - (4) （略）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，戸籍法（昭和22年法律第224号），住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号_____）等に係る事務について徴収する手数料に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料及び_____つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付に係る手数料を除く。）を免除することができる。</p> <p>(1) - (4) （略）</p> <p>(5) <u>年齢65歳以上の者からの申請に基づき住民基本台帳カード（住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を交付し，又は再交付するとき。</u></p> <p>第5条 （略）</p>

## 附 則

## 1 - 2 (略)

3 当分の間、次に掲げる通知カードの再交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法省令」という。）第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第2号又は第8号に該当して求められた再交付に限る。）

(2) (略)

(3) 番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第5号に該当して求められた再交付に限る。）

(4) 番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者から番号法省令第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第6号に該当して求められた再交付に限る。）

4 当分の間、個人番号カードの最初の交付及び次に掲げる交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付

(2) 番号法施行令第15条第1項第2号に該当して同条第2項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付

(3) 番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付

## 附 則

## 1 - 2 (略)

3 当分の間、次に掲げる通知カードの再交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 通知カードの\_\_\_\_\_交付を受けている者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法省令」という。）第11条第1項の規定に基づき求められた通知カードの再交付（同項第2号\_\_\_\_\_に該当して求められた再交付に限る。）

(2) (略)

(4) 番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったことによる同条第1項の求めがあった場合に限る。)

別表(第2条関係)

項	事務	金額
(略)		
5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	(略)	(略)
12	(略)	(略)
13	番号法第17条第1項若しくは番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付又は番号法省令第28条第1項の規定に基づき行われた個人番号カードの再交付	1枚につき800円

別表(第2条関係)

項	事務	金額
(略)		
5	(略)	(略)
6	住民基本台帳法第30条の44第3項の規定による住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	1枚につき500円
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	(略)	(略)
12	(略)	(略)
13	(略)	(略)